

# グリーンアップおおいたロゴマーク使用許可要領

## 第1（趣旨）

この要領は、本県の環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」を県内外に広め、この取組の認知度を高めることを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## 第2（使用届）

ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめグリーンアップおおいたロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）国又は地方公共団体が使用するとき。
- （2）グリーンアップおおいた推進会議委員の所属する企業・団体等が使用するとき。
- （3）グリーンアップおおいた実践隊が使用するとき。
- （4）その他知事が適当と認めるとき。

## 第3（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- （7）その他知事が不適當と認めたとき。

## 第4（使用料）

ロゴマークの使用料は、無料とする。

## 第5（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、知事が不適當と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

## 第6（その他）

この要領に定めのない事項については、別途定めることとする。

## 附則

この要領は、令和6年10月23日から施行する。